「迷惑ではすまない受動喫煙~法律改正に伴う待ったなしの対策の強化」

- 職場の受動喫煙防止対策に係る説明会(厚生労働省委託事業)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 徳島支部

当会は、厚生労働省から、「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託して実施しており、このたび、受動喫煙防止対策についての理解を図ると共に、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

【健康増進法の一部を改正する法律について】

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める「健康増進法の一部を改正する法律」が平成30年7月25日に公布されました。法律の全面施行される予定の2020年4月までに、各施設を管理する皆様におかれましては、適切な受動喫煙防止対策を講じていただきますようお願いします。

[3 つの基本的な考え方]

(1)望まない受動喫煙をなくす。(2)受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に 配慮。(3)施設の類型・場所ごとに対策を実施

[施行スケジュール]

- ◆ (2019年1月24日施行) 喫煙する際の周囲の状況への配慮義務等
- ◆ (2019 年 7 月 1 日施行) 第一種施設 (学校、病院、薬局、児童福祉施設等、行政機関の庁舎など) 原則敷地内禁煙

◆ (2020 年 4 月 1 日施行) 第二種施設 (事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、船舶、鉄道等の上記以外の多数の者 (2 名以上) が利用する施設)

記

日時: 令和元年 11 月 11 日(月) 13 時 30 分から 15 時 30 分場所: 徳島県立総合福祉センター 401 会議室(別添地図参照) 〒770-4934 徳島市昭和町 1 丁目 2 番地

内容:

- ①受動喫煙による健康への有害性
- ②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び 施設整備
- ③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望 支援制度の取組(講師:厚生労働省都道府県労働局担当者)
- ④受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介 (厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介)

参加要領:以下のメールアドレスに事業所名,参加者名,

ご連絡先の電話番号を記載してお送りください.

ファックスでも結構です.

・メールアドレス: minami513akane@outlook.jp

定員:50名

申込期限:10月31日

参加費:無料(テキスト等も無料)

問合せ先: 070-3790-0529 徳島支部 事務責任者 南 武志

以上

ファックス番号 088-635-0502 (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会徳島支部

- 和 元 年 11	日 11	日の説明会に出席し	士士
	H	ロの説明元に正常し	. = 9

こ所属:	
お名前:	
ご連絡先:	電話番号:

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込